

南アルプス市では、一般家庭から排出される家庭ごみ(粗大ごみ・資源ごみ・不燃ごみ)を本指定収集所まで 運搬することが困難な世帯に対し、戸別に訪問して運搬支援(有料)します。

●対象者

◆ 市内在住者

●対象となる世帯要件

- ◆ 貨物自動車(軽貨物自動車を含む)を所有していない世帯
- ◆ 本人と同居家族が滞りなく市税等(注1)を納付されている世帯

注1:市税等…固定資産税、住民税、軽自動車税、国民健康保険税、上下水道料、介護保険料、保育料、給食費

●対象となる家庭ごみ

- ◆ 粗大ごみ(指定のごみ袋に入らない大きさのもので、可燃及び不燃の素材のもの)

 例:タンス
- ◆ 資源ごみ(資源ごみとして収集している品目【アルミ缶・スチール缶・その他プラスチック・無色ビン・茶ビン・その他ビン・ペットボトル・新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・その他紙・鉄くず・アルミ製品・バッテリー・ 小型家電・乾電池・蛍光灯】で、各々分別されて保管されているもの)
- ◆ 不燃ごみとは、市内の一般家庭から排出されるごみのうち、不燃の素材のものをいう。) 例:ガラス・陶器類等 ※収集品目でご不明なごみについては、環境課までお問合せください。

● 運 搬 費 用

- ◆ 軽貨物自動車1台分を1回とし、1回5,000円
- ◆ 裏面の減免要件の(1)と(2)に該当する世帯は、1回1,000円
- ◆ 裏面の減免要件の(3)から(9)に該当する世帯は、1回500円
- ◆ 裏面の減額要件の(10)に該当する世帯 無料
- ※ 裏面の減免要件をご覧ください。

● 運搬支援対象日

火曜日・木曜日(祝祭日除く)

●運搬費以外に必要となる費用

- ◆ 有料粗大ごみ(タイヤ・マッサージチェア・温水器・刈払機・大型楽器・浴槽・スプリング入りのマットレス等)の運搬を希望する場合は、別途、処理手数料が必要となります。
- ◆ 家電リサイクル品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)は、リサイクル料金の振込み領収書を保持している方のみが運搬支援の対象となり、別途、指定業者への運搬費用【裏面の運搬費用 一覧表参照】が必要となります。

※リサイクル料金の納付につきましては、郵便局へお問合せください。

※有料ごみの手数料と家電リサイクル品目の運搬費用は、裏面をご覧ください。

● 受 付 場 所

本庁環境課または、郵送にて申請ください(本庁環境課のみの受付となります)

● 申 請 書 類 に つ い て

申請書類は市のホームページからダウンロード出来ますのでご利用ください

申請書を環境課へ提出してください。 詳しくは環境課までお問い合わせください

【お問合せ先】 南アルプス市 市民部 環境課 ごみ減量化推進担当

【電話】055-282-6097

【住 所】 南アルプス市小笠原 376 本館地下 1 階フロア

●減額の対象となる要件と減額後の金額

※支援を希望する世帯が、高齢夫婦のみの世帯や単身世帯であっても、世帯分離により単身世帯等になっている場合や同一敷地内の別住宅に子、兄弟等の親族が居住している場合等は、減額の対象世帯となりません。

- (1) 市民税非課税世帯は、1,000円
- (2) 世帯構成者が60歳以上のみの世帯は、1,000円
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により要支援認定又は要介護認定を受けているもので、単身世帯は 500円
- (4) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けているもので、単身世帯は、500円
- (5) 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けているもので、単身世帯は、500円
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので、単身世帯は、500円
- (7)世帯構成者が75歳以上のみの世帯は、500円
- (8) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯は、500円
- (9) 世帯構成者が60歳以上のみの世帯で、自動車運転免許証を所持する者がいない世帯は、500円
- (10) 第3号から第7号までの規定に該当する世帯で、生活保護法の規定による被保護世帯は、無料

●有料ごみの処分手数料一覧(有料ごみの処分手数料は、減額対象となりません)

種別	取扱区分	単位	金額
タイヤ	普通乗用自動車以下のもの	1本につき	300円
マッサージ機		1台につき	1,000円
刈払機	動力型のもの	1台につき	500円
大型楽器	エレクトーン、オルガン、電子オルガン、ピアノ、電子 アノ※キーボードは無料	-ピ 1台につき	1,500円
温水器		1台につき	3,000円
浴槽	金属又はこれと同等のもの	1個につき	1,000円
マットレス ソファー	スプリング入りのもの	1台につき	3,000円
備考 動力型とは、	内燃機関を有し、ガソリン、軽油等で作動する機械器具をい	う。	1

●家電リサイクル製品の運搬費用一覧(家電リサイクル製品の運搬費用、減額対象となりません)

種別	取扱区分	単位	金額		
エアコン	家庭用窓形・セパレート形	1台につき	2,500円		
テレビ(ブラウン管式、	2 5型以上	1台につき	1,500円		
液晶式、プラズマ式)	2 5 型未満	1台につき	1,000円		
電 左 公	大型(400リットル以上)	1台につき	2,500円		
電気冷蔵庫 電気冷凍庫	中型(250リットル以上400リットル未満)	1 台につき	2,000円		
电水价垛单	小型(250リットル未満)	1 台につき	1,500円		
電気洗濯機	全自動式・2 槽式	1 台につき	1, 500円		
衣類乾燥機	電気式・ガス式	1台につき	1,500円		
備者 この表に担定する毛数料け 対象機器を市が一時保管して指定引取場所すで運搬するときの料金とする					

備考 この表に規定する手数料は、対象機器を巾が一時保管して指定引取場所まで連搬するときの料金とする。

※上記の金額は、リサイクル料金ではありません。

●運搬することができない家庭ごみの分類及び品目の例(事前に必ず運搬品目を確認してください)

分類	主な品目
引火性のあるもの	消火器、ガスボンベ、ガソリン、灯油、塗料、薬品類、シンナー、廃油その他これらに類
	するもの
処理困難物	耐火金庫、焼却灰、石、ボウリングの球、臼、畳その他これらに類するもの
産業廃棄物	建築廃材、瓦、外壁タイル、土砂、コンクリート、ブロック、石綿 (アスベスト)、車両関
	係の部品(エンジン、バンパー、フレーム等)、農薬類、トイレの便器、浄化槽、注射針
	(医療系ごみ) その他これらに類するもの
事業系ごみ	商店・飲食店・事業所・農業等全ての事業や営業から出るごみ
農業用廃プラスチック	ハウスのビニール、肥料袋、苗ポット、マルチ類、防鳥ネットその他これらに類するもの
バイク (二輪車)	原動機付自転車、二輪自動車
パソコンリサイクル対象物	CRT (ブラウン管) ディスプレイ

事業に係る Q & A

Q1 申請はどうすればいいんですか?

A1 申請書は、環境課ホームページからダウンロード頂くか、環境課で配布しております。申請書の郵送をご希望の方は、ご連絡ください。電話 055-282-6097

事前に制度内容、運搬希望品目、費用等をご確認のうえ、環境課へ申請書を提出してください。郵送でも受け付けます。なお、受付は、環境課のみとなります。窓口サービスセンターでは、受付いたしません。

Q2 申請の記入ができない?

A2 代筆いただくか、環境課までご相談ください。

Q3 申請書の書き方がわからないが?

A3 裏面の記入例をご覧いただき、不明な点はお問合せください。

Q4 誰でも利用できるのか?

A4 利用要件があります。市内在住者で、下記の全ての要件に該当する世帯に限り利用することができます。

- ①貨物用自動車(軽トラックを含む)を所有していないこと。
- ②本人と同居家族が市民税等の税及び、上下水道料等の料金を滞りなく納付していること。 ※固定資産税、住民税、軽自動車税、国民健康保険税、上下水道料、介護保険料、保育料、給食費

Q5 運搬費用は?

A5 運搬費用は、軽貨物自動車(軽トラック)1台分を1回とし、1回5,000円です。なお、世帯状況等により、減額要件がありますので、南アルプス市家庭ごみ運搬支援事業チラシの2ページの減額要件一覧をご覧ください。

Q6 運搬費用以外の費用はかかるのか?

A6 タイヤ等の有料ごみを処分する場合と家電リサイクル品目の指定引き取り場所への運搬を希望する場合は、別途費用負担があります。負担金額は、南アルプス市家庭ごみ運搬支援事業チラシの2ページの料金一覧をご覧ください。なお、家電リサイクル品目の運搬は、リサイクル料金振込み領収書が必要です。リサイクル料金の納付につきましては、郵便局へお問合せください。

Q7 運搬日を指定できますか?

A7 運搬支援は、火曜日又は、木曜日となります。火・木曜日以外の日を指定する事はできませんが、火曜日又は、 木曜日であれば、申請時に、ご希望の日を調整させていただくことは可能です。

Q8 家の中から運び出してもらえるか?

A8 利用者本人に家の外へ運び出していただきます。職員が家の中からの運び出しはいたしません。

Q9 運搬できないものはあるのか?

A9 市で収集できない品目が該当となります。運搬できない品目例を南アルプス市家庭ごみ運搬支援事業チラシの 2ページに記載いたしましたのでご確認ください。なお、運搬品目については、事前に必ずご確認ください。

Q10 世帯構成者がいずれも75歳以上のみ世帯で、タンス、ペットボトル、タイヤ2本、エアコン1台の運搬を希望した場合の費用は?

A10 世帯構成者がいずれも75歳以上のみ世帯が、この制度を利用する場合、減額規定により運搬費用は、1回500円となります。ただし、タイヤ2本の処理手数料(タイヤ1本300円×2本=600円)と家電リサイクル対象品目であるエアコンを指定の引取り場所へ運搬する費用(2,500円)を別途負担いただきます。明細は、以下のとおりです。

●総費用額

運搬費用500円+タイヤ処理費用600円+エアコン運搬費用2,500円=合計3,600円 ※減額規定、有料ごみ処理手数料、家電リサイクル対象品目運搬費用は、南アルプス市家庭ごみ運搬支援事業チラシの2ページでご確認ください。※エアコンのリサイクル料金は、別途郵便局に納付してください。

Q9 費用の支払方法は?

A9 運搬物の品目に応じて、納付書を送付いたしますので、運搬日までに金融機関で納付をお願いします。運搬日当日は、領収書の確認後の作業を行いますので紛失等にご注意ください。未納付または、納付の確認ができない場合は、運搬作業を行いませんので、ご承知ください。※コンビニエンスストアでは、納付できません。

令和 年 月 日

記入例

南アルプス市家庭ごみ運搬支援事業申請書

赤字の部分の記入をお願いします

(宛先) 南アルプス市長

申請者 住 所 南アルプス市小笠原376

氏 名 アルプス太郎 即

電話番号 055-282-1111

南アルプス市家庭ごみ運搬支援事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

運搬品目	数量	運搬品目	数量		
タンス	1竿	タイヤ	4本		
アルミ缶 1袋		テレビ 25型 以上	1台		
ペットボトル	1袋				
ダンボール	3				
電池	20個				
運搬を希望する曜日					
◎代行者が記入した場合					
代行者住所	代筆者の住所、氏名等を記入ください。				
代行者氏名	押印くださレ	V (II)			
電話番号		申請者との関係			

上記申請に当たり、私及び私と同一の世帯員の個人情報等について、市が調査することに同意します。また、本申請書裏面の運搬対象外品目一覧について確認しました。